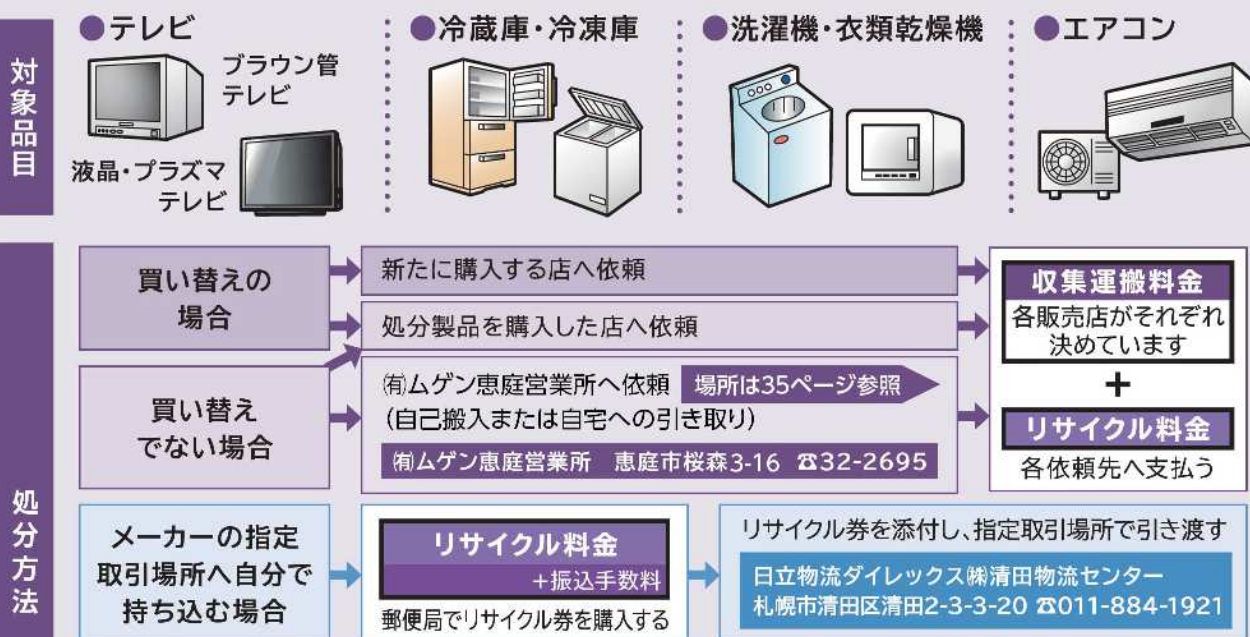


収集しないごみ②

専門処分が必要なもの
(専門業者に処分を依頼するもの)

次のものは専門業者による処分やリサイクルが必要なため、市の収集やごみ処理場での受け入れを行っていません。各品目に応じた専門業者へ処分を依頼してください。

テレビ・冷蔵庫・冷凍庫・洗濯機・衣類乾燥機・エアコン (家電リサイクル法対象品目)

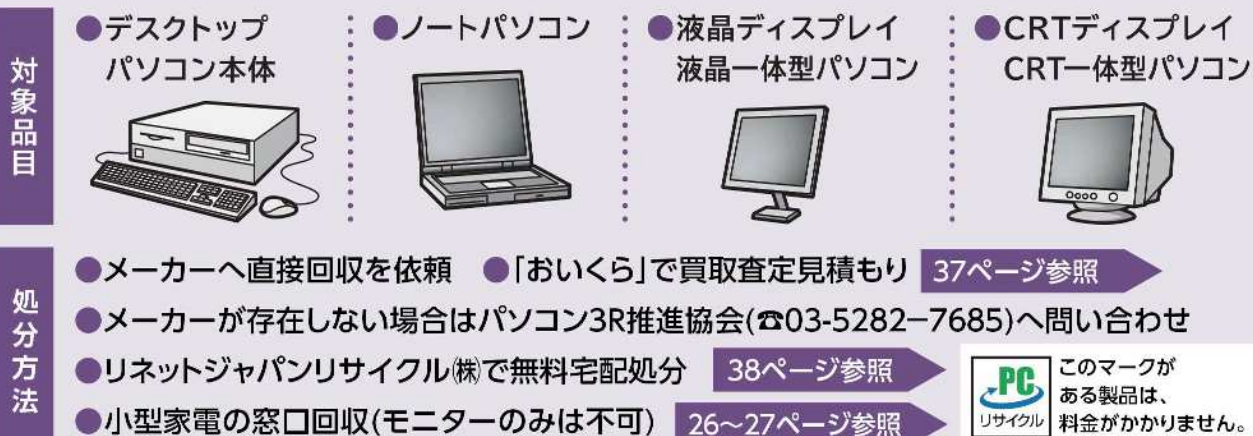


■「リサイクル料金」はメーカーや品番によって異なりますので、上記の処分依頼先または家電リサイクル券センター(☎0120-319-640)にお問い合わせください。

■家電を解体したものは回収できなくなりますので絶対に解体しないでください。

■購入店舗へ引き取りを依頼できない場合(小売店の廃業、遠方への転居、譲渡品等)は小売業者に引き取り義務が生じない「義務外品」となりますので、(有)ムゲン恵庭営業所(☎32-2695)へ引き取りを依頼してください。

家庭用の使用済みパソコン 以下のいずれかの方法で処分してください。



このマークがある製品は、料金がかりません。

